

事業報告書
第 期 (年 月 日から
年 月 日まで)

年 月 日

財務(支)局長 殿

住 所
商 号
代表者の
氏 名

年 月 日から 年 月 日までの暗号資産交換業に係る業務及び収支
の状況を次のとおり報告します。

目 次

第1 事業概況書

- 1 事業の概要
- 2 営業所の増減
- 3 取締役等及び職員の増減
- 4 暗号資産交換業の状況
- 5 苦情処理及び紛争解決の状況

第2 暗号資産交換業に係る収支の状況

(記載上の注意)

法第63条の3第1項の登録申請書又は法第63条の6第1項若しくは第2項の規定による届
出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当
該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」の欄に当該旧氏及び
名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

(第2面)

第1 第 期 (年 月 日から
年 月 日まで) 事業概況書

1. 事業の概要

(記載上の注意)

主要勘定の増減の事由、償却及び引当の方針その他事業の状況の推移に関する重要な
事項を記載すること。

2. 営業所の増減

区 分	前 期 末	当 期 末	増減(△)
営 業 所			
計			

(記載上の注意)

事業年度の期間が4月1日から翌年3月31日までの間である暗号資産交換業者が、法第6

3条の15第1項の規定に基づく当該事業年度の業務報告書をその登録をした財務(支)局長に提出している場合には、記載を省略することができる。

3. 取締役等及び職員の増減

区 分		前 期 末	当 期 末	増減(△)
取締役等	取 締 役	うち非常勤()	うち非常勤()	
	会 計 参 与			
	監 査 役	うち非常勤()	うち非常勤()	
	執 行 役			
	計			
職員	事 務 系			
	庶 務 系			
	計			
合 計				

(記載上の注意)

1. 「執行役」の欄は取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。取締役を兼務する執行役の員数については、欄外に次のとおり記載すること。

当期末における取締役を兼務する執行役の員数 人

2. 会計参与が法人である場合は員数に含めず、欄外にその名称を記載すること。
3. 「職員」の欄は臨時雇用員及び嘱託を除く員数を記載し、「庶務系」の欄は、守衛、用務員、自動車運転手等の職員数を記載すること。
4. 職員計のうち出向職員(在籍のまま他社等へ出向している者)については欄外に次のとおり記載すること。

当期末における出向職員数 人

(第3面)

4. 暗号資産交換業の状況

(1) 自己勘定取引

暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換に係る行為の状況等

	暗号資産の単位	売買・交換	
		取引数量	金額
売買			
売買			
売買			
交換			
交換			

交換			

(2) 顧客勘定取引

(a) 暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換に係る行為及びそれらの行為の取次の状況

	暗号資産 の単位	売買・交換		取次	
		取引数量	金額	取引数量	金額
売買					
売買					
売買					
交換					
交換					
交換					

(b) 暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換に係る行為の媒介若しくは代理の状況

	暗号資産 の単位	媒介		代理	
		取引数量	金額	取引数量	金額
売買					
売買					
売買					
交換					
交換					
交換					

(記載上の注意)

1. 事業年度の期間が4月1日から翌年3月31日までの間である暗号資産交換業者が、法第63条の15第1項の規定に基づく当該事業年度の業務報告書をその登録をした財務(支)局長に提出している場合には、記載を省略することができる。
2. 「自己勘定取引」は、暗号資産交換業者が自己の資産をもって行う取引(暗号資産交換業の利用者との間で行う暗号資産交換業に係る取引を除く。)について記載する。
3. 「交換」の欄は、交換の対象となる暗号資産をそれぞれ上段・下段に記載する。
4. 「金額」の欄は、円で表示の上、帳簿価額を記載する。
5. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に添付すること。

(第4面)

5. 法定通貨及び暗号資産の残高

(1) 自己勘定

(a) 法定通貨： 千円

(b) 暗号資産

暗号資産の名称	残 高	年間平均価格	期末の市場価格
	()	円	円
	()	円	円
	()	円	円
合 計		円	円

(2) 顧客勘定

(a) 法定通貨： 千円

(b) 暗号資産

暗号資産の名称	残 高	年間平均価格	期末の市場価格
	()	円	円
	()	円	円
	()	円	円
合 計		円	円

(記載上の注意)

1. 事業年度の期間が4月1日から翌年3月31日までの間である暗号資産交換業者が、法第63条の15第1項の規定に基づく当該事業年度の業務報告書をその登録をした財務(支)局長に提出している場合には、記載を省略することができる。
2. 「暗号資産の名称」の欄には、取り扱う暗号資産ごとに記載する。
3. 「(1) 自己勘定 (b) 暗号資産」及び「(2) 顧客勘定 (b) 暗号資産」の表中、括弧書きには取り扱う暗号資産で用いている単位を記載する。
4. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。

(第5面)

6. 苦情処理及び紛争解決の状況

--

(記載上の注意)

指定暗号資産交換業務紛争解決機関が存在する場合にあっては手続実施基本契約を締結している指定暗号資産交換業務紛争解決機関の商号又は名称、指定暗号資産交換業務紛争解決機関が存在しない場合にあっては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。

第2 暗号資産交換業に係る収支の状況

	期(実績)	期(実績)	期(実績)	期(予想)
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

(記載上の注意)

1. 暗号資産交換業開始後三事業年度の実績と翌事業年度の予想を記載すること。
2. 所要必要資金とは、営業活動上の必要な運転資金、投資活動に必要な資金、金融機関などへの借入金等の返済資金等をいう。

以 上